

NPO法人制度・税制度に関する要望事項

現在、政府税制調査会と与党税制調査会で、認定NPO法人制度（認定特定非営利活動法人制度）の優遇税制の見直しが議論されています。また、超党派のNPO議員連盟では、NPO法改正の議論が進められています。市民がお互いに助け合い・支え合いながら、社会参画を実現していくためには、日本の寄附文化を発展させ、NPOがより一層社会貢献活動できる環境整備が必要不可欠です。私たちは、これらの税制・法改正の議論に当たって、以下の事項を要望します。

●寄附税制の拡充

1. 認定NPO法人制度に関する税制優遇措置を削減すべきではなく、むしろ、企業からの寄附金損金算入限度額を10%に引き上げるなど、寄附金税制を拡充してください。

- ① 昨年の与党税制改正大綱で、寄附金税額控除について、適用範囲や所得控除との選択制などが検討事項とされています。この寄附金税額控除の仕組みは、今後の日本で寄付文化を広げていくのに必要不可欠なものです。現行制度の存続をお願いします。
- ② 政府税制調査会で、認定NPO法人等（仮認定含む）の「みなし寄附金の損金算入の特例（みなし寄附金制度）」と「法人からの寄附金の特例」が租税特別措置の見直し対象となっています。みなし寄附金制度は、2012年に拡充されたばかりの制度であり、政策効果が出てくるのはこれからです。現時点で廃止・縮減の議論をするのは、これから活用しようとしている多くのNPO法人の混乱を招き、社会貢献活動に支障をきたします。制度の継続を希望します。
- ③ 「法人からの寄附金の特例」も、米国などに比べて、まだまだ損金算入限度額が十分ではありません（現在、所得金額の約2～3%）。縮減ではなく、むしろ、企業の社会貢献活動（CSR活動）をより促進するためにも、米国並みの所得金額の10%まで拡充をお願いします。
- ④ 認定NPO法人等の課税仕入れに係る消費税額の計算上、不課税仕入れ額（寄附物品を購入する場合などを含む）に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないようしてください。現在の消費税の仕組みでは、対価性のある事業をしている認定NPO法人等は、寄附を集めれば集めるほど、消費税が増えてしまいます。寄附を促進する観点から、この矛盾を解消してください。

●認定NPO法人制度の改善

2. 認定NPO法人等の認定基準を緩和して、より簡易で明確な手続きで、認定NPO法人制度が活用できるようにしてください。

- ① 現在、仮認定制度は原則、法人設立から5年以内でないと申請できないこととなっており、特例で2015年3月までは、すべてのNPO法人が申請できることとなっています。しかし、まだまだ制度の周知が進まず、活用できていない法人も多くあります。この原則の撤廃、もしくは、特例を5年間延長してください。

- ② 欧米においては、NPOは法人化後直ちに認定申請ができます。日本でも公益法人制度では法人設立後、直ちに公益認定申請ができます。認定NPO法人制度でも、仮認定においては、法人設立後、直ちに仮認定申請できるようにして、規制を緩和し、寄附税制の活用を促進してください。それが難しい場合には、実績判定期間を仮認定の場合1事業年度に短縮してください。
- ③ 認定等の審査期間は、国税庁時代は標準処理期間が6か月と明示されていましたが、しかし、現在は、審査期間は所轄庁によりバラツキが多く、標準処理期間の定めが無いところもあるため、機動的な運営に支障を来しています。NPO法で審査期間は6か月以内と明記してください。
- ④ NPO法では、実績判定期間は2事業年度とされていますが、所轄庁によっては、さらに遡って実績を審査する事例も出てきています。設立から時間が経過した法人が不利となっており、実績判定期間を定めている意味がありません。審査の対象となる実績判定期間は2事業年度であることを法律で明確化してください。
- ⑤ 認定基準に「特定の著作物等に対する普及啓発等を主として行っている」場合は、認定を受けられないという基準があります。歴史的な建築物や文化財の保存・普及を行うような活動も、「特定の著作物」対象の活動とされ、認定を受けられません。この基準を撤廃してください。
- ⑥ 役員の3分の1が他法人の役職員等と重複してはいけないという基準も、改善してから2事業年度経過しなければ申請できない現状は厳しすぎます。この基準は、実績判定期間中ではなく、「申請時」に満たしていれば良い基準としてください。
- ⑦ 認定NPO法人等が、海外送金や助成金を支出する度に所轄庁に届け出なければいけない基準は、法人の無用な負担となっています。年に一度の事後報告ですむようにしてください。
- ⑧ 現在の認定基準では、企業に対する支援を行っていると認定が受けられません。NPO法人でも企業・起業支援を行っている団体は多数あり、今後の日本の経済活性化・地域活性化には不可欠な活動です。この基準は撤廃してください。

●NPO法人制度の改善

3. NPO法人の設立や定款変更にかかる時間や手続きを削減して、NPO法人が機動的に設立・運営できるようにしてください。一方で、NPO法人の信頼性を高めるために、ホームページでの情報公開を強化してください。

- ① 現在、NPO法人設立に係る期間は4か月以内となっています。これは、米国の1～3週間に比べて長過ぎです。法人設立を1か月以内にできるように短縮してください。
- ② 「特定非営利活動法人」という名称は分かりにくく、また長すぎて使いづらいという問題があります。より社会にも分かりやすく、使いやすい法人名称へ変更してください。
- ③ 現在、NPO法人は毎年「資産の変更登記」を行っていますが、法的・社会的に効果がほとんどありません。資産の登記の義務を廃止して、その代わりに内閣府のホームページ等で、貸借対照表の公開を行い、情報公開を強化してください。
- ④ 現状では、内閣府のホームページで、全NPO法人の財務情報等が見られる状態になっていません。不適正なNPO法人を排除するためにも、全NPO法人の財務情報等を内閣府のホームページで公開するようにしてください。